

(報告)「労働時間の規制の在り方に関する報告」

1 現状及び問題点

若い労働者の過労自殺が社会問題化する中で、労働時間の上限規制や勤務間インターバルの導入、労働基準法改正が議論されている。このような政策動向を受けて、このたびワーク・ライフ・バランス研究分科会での議論について報告を行うこととした。

2 報告の内容

(1) 労働時間の上限規制について

本分科会の議論では、提案されている上限規制では休日労働を含めると年 960 時間の残業ないし休日労働が可能となる点について、労働者の健康確保及びワーク・ライフ・バランス実現の観点から問題視する意見が多かった。原則の「月 45 時間、年 360 時間」に法定休日における休日労働を含めることとし、特例としての年 720 時間も休日労働を含めたベースの上限とする方向が望ましいと考える。

(2) 勤務間インターバル制度について

EU 労働時間指令と同様に、24 時間につき連続して最低 11 時間の休息時間を設けること、及び、7 日ごとに最低連続 24 時間の休息に加えて連続 11 時間の休息時間（＝連続 35 時間の休息時間）を設けることが望ましいと考える。

以上の内容に加えて、非正規労働者のワーク・ライフ・バランスの改善に向けた提言を行う方向で本分科会で議論を深めている。